

# 地域における郵便局ネットワークの 現状について

平成 2 9 年 3 月

- 日本郵便は、日本郵便株式会社法により、その業務の範囲が定められており、**本来業務**、**目的達成業務**、**目的外業務**の3つに大別される。
- 具体的には、**本来業務の郵便の業務、銀行窓口業務、保険窓口業務**に加え、目的達成業務として「**郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務**」がある。
- また、本来業務、目的達成業務の遂行に支障のない範囲内で、目的外業務を営むことができる。

## ○郵政民営化法(平成17年法律第97号)(抄)

(郵政事業に係る基本的な役務の確保)

第七条の二 (略)

2 郵便局ネットワークの活用その他の郵政事業の実施に当たっては、その公益性及び地域性が十分に発揮されるようにするものとする。

## ○日本郵便株式会社法(平成17年法律第100号)(抄)

(会社の目的)

第一条 日本郵便株式会社(以下「会社」という。)は、郵便の業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務並びに郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務を営むことを目的とする株式会社とする。

(業務の範囲)

第四条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

← **本来業務**

一 郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)の規定により行う郵便の業務

二 銀行窓口業務

三 前号に掲げる業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するために行う、銀行窓口業務契約の締結及び当該銀行窓口業務契約に基づいて行う関連銀行に対する権利の行使

四 保険窓口業務

五 前号に掲げる業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するために行う、保険窓口業務契約の締結及び当該保険窓口業務契約に基づいて行う関連保険会社に対する権利の行使

六 国の委託を受けて行う印紙の売りさばき

七 前各号に掲げる業務に附帯する業務

2 会社は、前項に規定する業務を営むほか、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むことができる。

← **目的達成業務**

一 お年玉付郵便葉書等に関する法律(昭和二十四年法律第二百二十四号)第一条第一項に規定するお年玉付郵便葉書等及び同法第五条第一項に規定する寄附金付郵便葉書等の発行

二 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成十三年法律第百二十号)第三条第五項に規定する事務取扱郵便局において行う同条第一項第一号に規定する郵便局取扱事務に係る業務

三 前号に掲げるもののほか、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務

3 会社は、前二項に規定する業務のほか、前二項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、前二項に規定する業務以外の業務を営むことができる。

← **目的外業務**

4 会社は、第二項第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに前項に規定する業務を営もうとするときは、あらかじめ、総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

5 第一項の規定は、同項第二号の規定により会社が営む銀行窓口業務以外の銀行代理業又は同項第四号の規定により会社が営む保険窓口業務以外の保険募集若しくは所属保険会社等の事務の代行を第二項又は第三項の規定により会社が営むことを妨げるものではない。

- 日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社は、その業務の運営に当たっては、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務を有する。(郵政民営化法第7条の2第1項、日本郵政株式会社法第5条第1項、日本郵便株式会社法第5条)

(注) 株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険には、ユニバーサルサービス提供責務は課せられていない。

## 郵便局において提供されるユニバーサルサービス

### 郵便窓口業務

- 1 郵便物の引受け
- 2 郵便物の交付
- 3 郵便切手等の販売

### 銀行窓口業務

- 1 通常貯金の受入れ
- 2 定額貯金及び定期貯金の受入れ
- 3 為替、払込み及び振替

### 保険窓口業務

- 1 普通終身保険及び特別終身保険の保険募集
- 2 普通養老保険及び特別養老保険の保険募集
- 3 1及び2に係る満期保険金及び生存保険金の支払請求の受理

(参考) 郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務等

- ・ゆうパック(小包)の引受け
- ・財形、他行送金、国債の販売、投資信託の販売
- ・学資保険の保険募集
- ・住民票の写しの交付

等

## 1. 概要等

(1) 日本郵便は、日本郵便株式会社法(平成17年法律第100号)第14条に基づき、業務区分別収支について、毎事業年度、総務大臣に提出・公表することが義務付けられている。業務区分別収支の目的は、郵政事業のユニバーサルサービス等の区分(郵便、貯金、保険及びその他)に応じた収支の状況を把握すること等。

(2) 平成27年度分については、日本郵便において、平成28年7月28日(木)に公表

## 2. 平成27年度業務区分別収支について

### (1) 平成27年度業務区分別収支

[単位:億円]

	ユニバーサルサービス及び密接に関連する業務			第四号 (その他)	計
	第一号 (郵便業務等)	第二号 (銀行窓口業務等)	第三号 (保険窓口業務等)		
営業収益	14,024	5,640	3,419	6,267	29,351
営業費用	13,946	5,552	3,272	6,204	28,973
営業損益	79	88	148	64	378

(注) 第一号:郵便、印紙の売りさばき業務 等、第二号:銀行代理業務のうち、通常貯金・定額貯金・定期貯金・為替 等  
 第三号:保険業務のうち、終身保険・養老保険の募集 等、第四号:荷物、金融ユニバ外商品、不動産、物販 等

(参考)平成26年度業務区分別収支

[単位:億円]

	第一号	第二号	第三号	第四号	計
営業収益	13,636	5,582	3,276	5,698	28,191
営業費用	13,514	5,477	3,007	6,087	28,085
営業損益	123	104	269	▲389	107

### (2) 平成27年度業務区分別収支の主なポイント

- ① 第一号業務(郵便業務等)、第二号業務(銀行窓口業務等)及び第三号業務(保険窓口業務)のユニバーサルサービス等の収支は、いずれも黒字を計上。
  - ・ 営業収益は、営業実績の増加等に伴い第一号業務は388億円増、第二号業務は58億円増、第三号業務は143億円増と前年度を上回った。
  - ・ 営業費用は、賞与や法定福利等の人件費増の影響等により、第一号業務は432億円増、第二号業務は75億円増、第三号業務は265億円増といずれも営業収益の増を上回った。
  - ・ その結果、営業損益は前年度より、第一号業務は44億円減少、第二号業務は17億円減少、第三号業務は121億円減少した。
- ② 第四号(その他)業務は、前年度まで赤字が続いていたが、荷物(ゆうパック、ゆうメール等)の収支改善等により、黒字に転換(+453億円)。

## 1. 目的達成業務の例

- 国内貨物輸送に関する貨物自動車運送事業及び貨物利用運送事業に係る業務並びに当該業務に附帯する業務であって、宅配便又はメール便の業務に相当するもの(例:ゆうパック等)
- 本来業務以外に、ゆうちょ銀行の委託を受けて営む銀行代理業及びこれに付随する業務 (例:財形、他行送金等)
- ゆうちょ銀行の委託を受けて行う金融商品仲介業(郵政民営化法第85条第2項の規定により読み替えて適用する金融商品取引法第2条第11項に規定する金融商品仲介業をいう。)(例:国債の取扱い、投資信託の取扱い等)
- 本来業務以外に、かんぽ生命を所属保険会社等として行う保険募集及び事務の代行並びにこれに付随する業務(例:学資保険の募集等)
- かんぽ生命以外の生命保険会社又は外国生命保険会社等を所属保険会社等として行う保険募集及び事務の代行並びにこれに付随する業務 (例:がん保険(アフラック)の募集等)
- 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第5項に規定する郵便局取扱事務に係る業務(例:証明書交付事務等)
- 会社の営業所を活用した会員向け生活支援サービス業務(郵便局のみまもりサービス)

## 2. 目的外業務の例

- 承継会社が承継する不動産を活用して行う不動産業(不動産賃貸業・管理業及び建物売買業、土地売買業に限る。)
- 会社の営業所の店頭スペース等を活用する広告業務
- 他人の委託を受けて、輸送、保管、荷さばき、流通加工その他の貨物の流通に係る業務を一体的に行う業務及び当該業務に係るコンサルティングに関する業務

## I 郵便局窓口における地方公共団体事務の取扱い

- 1 「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」(平成19年10月1日施行)に基づき、当該地方公共団体が指定した郵便局において取り扱わせることができる事務 (平成29年1月末現在)

サービスメニュー	市区町村	郵便局
証明書交付事務	170	599
① 戸籍・除籍の謄本、抄本、記載事項証明書等	147	553
② (地方税の)納税証明書	121	496
③ 住民票の写し及び住民票記載事項証明書	169	596
④ 戸籍の附票の写し	126	470
⑤ 印鑑登録証明書 ※証明書登載の者・本人の請求に係るものに限る	169	598

- 2 受託窓口事務(106県市区町村、3,021局で実施(平成29年1月末現在))

バス回数券等の販売、ごみ処理券の販売、し尿処理券の販売、入場券の販売、商品券の販売、ごみ袋の販売、バス利用券等の交付等

## II 郵便外務員を活用した取組

- ひまわりサービス(101自治体、86局で実施(平成29年2月末現在))  
地方公共団体又は社会福祉協議会との協定に基づき、過疎地域において、原則として70歳以上の一人暮らしの高齢者及び高齢者夫婦世帯を対象に、日本郵便株式会社の外務員による励ましの声かけ、集荷サービス等を実施
- 地方公共団体受託業務(17自治体、15局で実施(平成29年3月1日現在))  
地方公共団体からの委託を受け、外務員を活用した業務を実施(高齢者等への生活状況の確認、日用品の注文・図書の貸出の受付、廃棄物等の不法投棄の見回り)

## III その他新規の取組

- 郵便局のみまもりサービス(全国13都道県738局で試行実施)  
高齢者の自宅を訪問し生活状況を確認、遠方のご家族等あて状況を報告する等のサービスを実施。平成27年7月からサービス内容の拡充(定期訪問の滞在時間帯別の2コース化等)、平成27年10月より対象地域の拡大(56市町村567局→83市町村738局)等を実施。平成29年1月の利用者人数は192人。

■ 郵便局のみまもりサービスは、平成25年10月から試行実施(13市町村・103局)。その後、サービス内容の変更・追加、試行地域の拡大を図り、現在、83市町村738局でサービス提供中。

1. 郵便局のみまもりサービスの内容

分類		概要	料金(税別)	
			基本料金	追加料金
基本サービス	定期訪問	30分コース (月1回)	月額1,980円	30分1回追加 1,500円
		60分コース (月1回)		60分1回追加 2,000円
	24時間電話相談	生活、医療機関の紹介など何でも相談できる24時間対応の電話サービス。	— (基本料金内)	
	かんぽの宿の宿泊割引	かんぽの宿等を利用する場合に、宿泊料を割引。	— (基本料金内)	
主なオプションサービス	駆けつけサービス	セコム及びALSOK(総合警備保障)と提携し、両社が提供する、みまもり用の端末について日本郵便が販売斡旋を行う。これにより、契約者等からの要請に応じて、警備会社が高齢者宅への駆けつけを行う。	・みまもり用の端末利用料金 1,800円～3,100円/月 ・駆けつけ利用料金 3,000円～10,000円/月	
	郵便局のみまもりでんわ	オートコールによる毎日の体調確認サービス(電話応答時に、高齢者がボタンをプッシュすることで申告した体調の情報をメールで子世代へ報告する)	固定電話コース月額	980円
			携帯電話コース月額	1,180円

※ 郵便局のみまもりでんわは、お客さまの希望に応じ単独でのサービス利用も可能。

## 2. IBM、Appleとの業務提携による実証実験

- 平成27年4月、日本郵政グループ4社は、IBM、Appleと業務提携し、タブレット端末を活用した高齢者向け生活サービスの実証実験を行うことを発表。
- 平成27年10月29日から平成28年3月末までの予定で、山梨県、長崎県のモデル自治体等において、モニター(親世代 約1千名)に対し、iPadを無償で貸与することにより、以下の実証実験を開始。実験の効果を見極めるため、平成28年9月末まで延長し、実証実験終了。

### (1) ICTを利活用した「みまもりサービス」

iPad内蔵アプリを利用して、親世代の健康確認や服薬確認を、子世代が行うことができる。  
(親世代が自身の体調や服薬状況をiPadに入力することにより、子世代の端末へ毎日その状況が報告される。)

### (2) 親世代・子世代向けの「コミュニケーションサービス」

- ① ご家族ホットライン  
iPad内蔵アプリを利用(「Face Time」)して、テレビ電話で会話をすることができる(最大20人をアプリに事前登録)。
- ② ご家族アルバム  
子世代の写真をクラウドで共有化し、iPadのスクリーンセーバ化を行う。

### (3) 「買い物支援サービス」

iPad内蔵アプリを利用して、イオン、地場スーパー(山交百貨店(山梨県)、スーパーサイキ(長崎県対馬市)、タマヤ(長崎県西海市))と提携し、買物の注文をすることができる。(日本郵便は、イオン、地場スーパーが受注・梱包した商品を、集荷・配達する。)

### (4) 「地域情報サービス」(準備ができた自治体から開始)

- ① 地域のお知らせ  
自治体が提供する広報誌等のコミュニティー情報をiPad内蔵アプリで提供。
- ② 生活支援(モデル自治体のみ)  
iPad内蔵アプリを利用して、お年寄りが必要とする軽作業(電球の交換等)の依頼情報を、社会福祉協議会等に提供する。

## 3. みまもりサービスの本格展開について

平成28年9月末に終了した実証実験の結果を踏まえ、今後の本格展開に向けて検討中。(現時点では本格展開時期については未定。)

### ◆ 長門日本郵政社長の定例会見における発言(平成28年11月18日)抜粋

5件目、最後にみまもりサービスについてご報告申し上げます。

日本郵政、日本郵便ともに経営会議、あるいは取締役会で何回も議論してまいりまして、全ての会議で正式に事業として推進すると決定いたしましたのでご報告申し上げます。

詳細については、まだこれからいろいろ決めるべきことがございますけれども、現状についてご報告申し上げます。

郵便局が高齢者を訪問するみまもりサービス。これにつきましては、現在13エリア、738局で試行しています。また、タブレットを活用したみまもりサービスの実証実験につきましては、IBM、Appleと提携して、山梨県、長崎県において2015年10月29日から2016年9月末まで実施いたしました。

- 郵便局の設置については、あまねく全国において利用されることを旨として、原則いずれの市区町村においても一以上の郵便局を設置することが義務づけられている。
- 特に過疎地については、改正郵政民営化法の施行の際の水準を保つことが義務づけられている。

## ○日本郵便株式会社法(平成17年法律第100号)(抄)

(責務)

第五条 会社は、その業務の運営に当たっては、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務を有する。

(郵便局の設置)

第六条 会社は、総務省令で定めるところにより、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置しなければならない。

2 (略)

## ○日本郵便株式会社法施行規則(平成19年総務省令第37号)

(郵便局の設置基準等)

第四条 法第六条第一項の規定に基づく郵便局の設置については、会社は、いずれの市町村(特別区を含む。)においても、一以上の郵便局を設置しなければならないものとする。ただし、郵便窓口業務及び保険窓口業務を行う会社の営業所(関連銀行の営業所が併設されている場合に限る。)が当該市町村(特別区を含む。)において一以上設置されている場合又は郵便窓口業務及び銀行窓口業務を行う会社の営業所(関連保険会社の営業所が併設されている場合に限る。)が当該市町村(特別区を含む。)において一以上設置されている場合その他の合理的な理由があると総務大臣が認める場合は、この限りでない。

2 前項の基準によるほか、会社は、次に掲げる基準により、郵便局を設置しなければならない。

一 地域住民の需要に適切に対応することができるよう設置されていること。

二 交通、地理その他の事情を勘案して地域住民が容易に利用することができる位置に設置されていること。

三 過疎地においては、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第三十号)の施行の際現に存する郵便局ネットワークの水準を維持することを旨とすること。

3 前二項の規定によるほか、会社は、会社の営業所であって郵便窓口業務を行うもののうち銀行窓口業務又は保険窓口業務を行わないものを郵便局に準ずるものとして前項に掲げる基準により設置しなければならない。

4 簡易郵便局法(昭和二十四年法律第二百十三号)第七条第一項に規定する簡易郵便局は、前項の規定の適用については、同項に規定する会社の営業所とみなす。

5 第二項第三号の「過疎地」とは、次に掲げる地域をいうものとする。

一 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域

二 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島

三 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項の規定により指定された振興山村

四 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四条第一項に規定する小笠原諸島

五 半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域

六 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第二項の規定により公示された地域

七 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島

日本郵便株式会社法施行規則第4条各項に定める郵便局の設置基準に対して、日本郵便においては以下のような基本的考え方をもって郵便局を設置しており、現状では基準に沿った郵便局の設置がなされているものと考えられる。

第4条 …会社は、いずれの市町村（特別区を含む。）においても、一以上の郵便局を設置しなければならない…

○ 日本郵便において、全国すべての市区町村に、1以上の郵便局を設置。

郵便局が1局しかない町村には全て直営郵便局が置かれている。

※ 簡易郵便局のみが設置されている自治体は、宮城県大衡村<sup>おおひらむら</sup>（営業中の簡易郵便局が2局）のみ。

2 前項の基準によるほか、会社は、次に掲げる基準により、郵便局を設置しなければならない。

- 一 地域住民の需要に適切に対応することができるよう設置されていること。
- 二 交通、地理その他の事情を勘案して地域住民が容易に利用することができる位置に設置されていること。
- 三 過疎地においては、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号）の施行の際現に存する郵便局ネットワークの水準を維持することを旨とすること。

○ 地域の変化等（例：開発による地域人口の増加、商業施設の新設 等）により、利用者の増加が見込まれる地域等については、郵便局等の新設を実施。

○ 郵便局等の廃止・見直しについては、設置基準を踏まえつつ、以下のような考え方で実施。

- ・ 利用需要の減少や店舗施設の老朽等の課題解消に伴う郵便局等配置の見直しを実施。
- ・ 郵便局等の利用者層や利用されるサービスが特定のものに限られる等、営業の効率化の観点から経営改善の必要がある郵便局等については、運営形態（直営郵便局→簡易郵便局）等の見直しを行う。
- ・ 一時閉鎖の期間が長期化している簡易郵便局については、地域需要と他の郵便局の配置状況に照らし、地域住民の日常生活上の動線等から他の郵便局を容易に利用できるものについて整理の対象とする。

# 郵便局数の推移

○ 郵便局の合計数は、民営化後は大きな変化なく推移している。

※ 直営局:20,241 (民営化時) → 20,159 (H29.1末) [▲82]、簡易局:4,299 (民営化時) → 4,270 (H29.1末) [▲29]

<郵便局数の推移> (単位:局) ※ 下段括弧書きは対前年度末増減数。

		郵便局株式会社						日本郵便株式会社					
		H19.10.1	H20.3末	H21.3末	H22.3末	H23.3末	H24.3末	H24.10.1	H25.3末	H26.3末	H27.3末	H28.3末	H29.1末
営業中	直営郵便局	20,234	20,234	20,237 (3)	20,227 (▲10)	20,096 (▲131)	20,153 (57)	20,176 ※1	20,164 (11)	20,143 (▲21)	20,117 (▲26)	20,097 ※2 (▲20)	20,090
	簡易郵便局	3,882	3,859	3,939 (80)	4,053 (114)	4,041 (▲12)	4,069 (28)	4,057	4,066 (▲3)	4,081 (15)	4,065 (▲16)	4,029 (▲36)	3,989
	小計	24,116	24,093	24,176 (83)	24,280 (104)	24,137 (▲143)	24,222 (85)	24,233 ※1	24,230 (8)	24,224 (▲6)	24,182 (▲42)	24,126 ※2 (▲56)	24,079
一時閉鎖中	直営郵便局	7	9	9 (0)	9 (0)	137 (128)	64 (▲73)	64	63 (▲1)	66 (3)	70 (4)	68 (▲2)	69
	簡易郵便局	417	438	354 (▲84)	242 (▲112)	255 (13)	228 (▲27)	240	232 (4)	221 (▲11)	218 (▲3)	258 (40)	281
	小計	424	447	363 (▲84)	251 (▲112)	392 (141)	292 (▲100)	304	295 (3)	287 (▲8)	288 (1)	326 (38)	350
合計		24,540	24,540	24,539 (▲1)	24,531 (▲8)	24,529 (▲2)	24,514 (▲15)	24,537	24,525 (11)	24,511 (▲14)	24,470 (▲41)	24,452 (▲18)	24,429

※1 会社統合に伴い、旧郵便事業会社の支店の25局を含む。

※2 局数計のうち、3,356局は集配拠点となっている(2015年度末)(旧郵便事業株式会社の支店(1,076局)及び集配センター(2,280局))

注:上記局数には、分室及び一時閉鎖局(受託者の都合等により5日間以上閉鎖している郵便局)を含む。

## 1. 郵便局が少ない地方公共団体数

### ○ 郵便局が1局の市区町村数

96 市区町村(すべて直営郵便局)

【内訳】

- ・市及び区：0団体、町：37団体、村：59団体
- ・都道府県数としては33都道府県

### ○ 郵便局が2局の市区町村数

183 市区町村

【内訳】

- ・ 2局とも直営郵便局
- ・ 1局が直営郵便局、1局が簡易郵便局
- ・ 2局とも簡易郵便局

135 市区町村

47 市区町村

1 市区町村 (宮城県大衡村)

## 2. 郵便局が多数設置されている地方公共団体数

### ○ 郵便局が5局以上の市区町村数

1,150 市区町村

※ 上記市区町村数は、平成28年10月10日時点の市区町村数(1,741市区町村)より。

※ 上記郵便局数は、平成28年12月末日時点の郵便局数より。

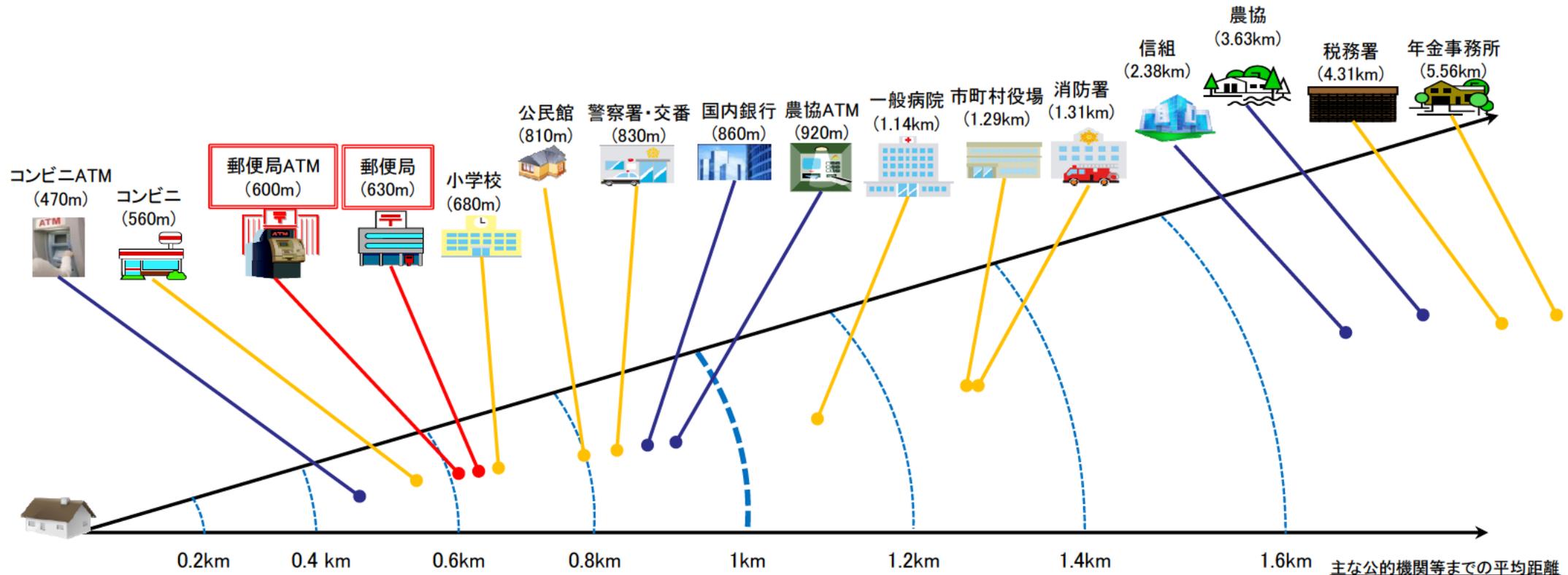
# 自宅から各機関までの平均距離

郵便局は、郵便だけではなく、貯金・保険サービスについても、利用者から見て、最も身近な窓口機関の一つとして長く親しまれてきた。

○ 郵便局への平均距離は、630mであり、小学校よりも近い。

※ 主な公的機関等までの平均距離

コンビニ:560m 小学校:680m 警察署・交番:830m 国内銀行:860m 市町村役場:1.29km



(注1) 各機関までの平均距離は、各機関の圏内(可住地面積÷設置数)を円と仮定し、その半径の2分の1として算定した全国平均値。

(注2) コンビニATMは、セブン銀行ATM、e-ネットATM及びローソンATMの設置台数。また、市町村役場には支所・出張所を含む。

【出典】社会生活統計指標2015(総務省統計局)、国土数値情報(国交省)、国税庁ウェブサイト、社会教育調査(文部科学省)等

## 1. コンビニ1店舗または0店舗の市区町村数

コンビニ1店舗の市区町村数	148 市区町村	307 市区町村
コンビニ0店舗の市区町村数	159 市区町村	

【参考】全国のコンビニ数：49,797店舗

## 2. 上記1の市区町村における郵便局数

コンビニ1店舗の市区町村における郵便局数	559 局	1,197 局
コンビニ0店舗の市区町村における郵便局数	638 局	

【参考】全国の郵便局数：24,452局（直営郵便局：20,165局、簡易郵便局：4,287局）

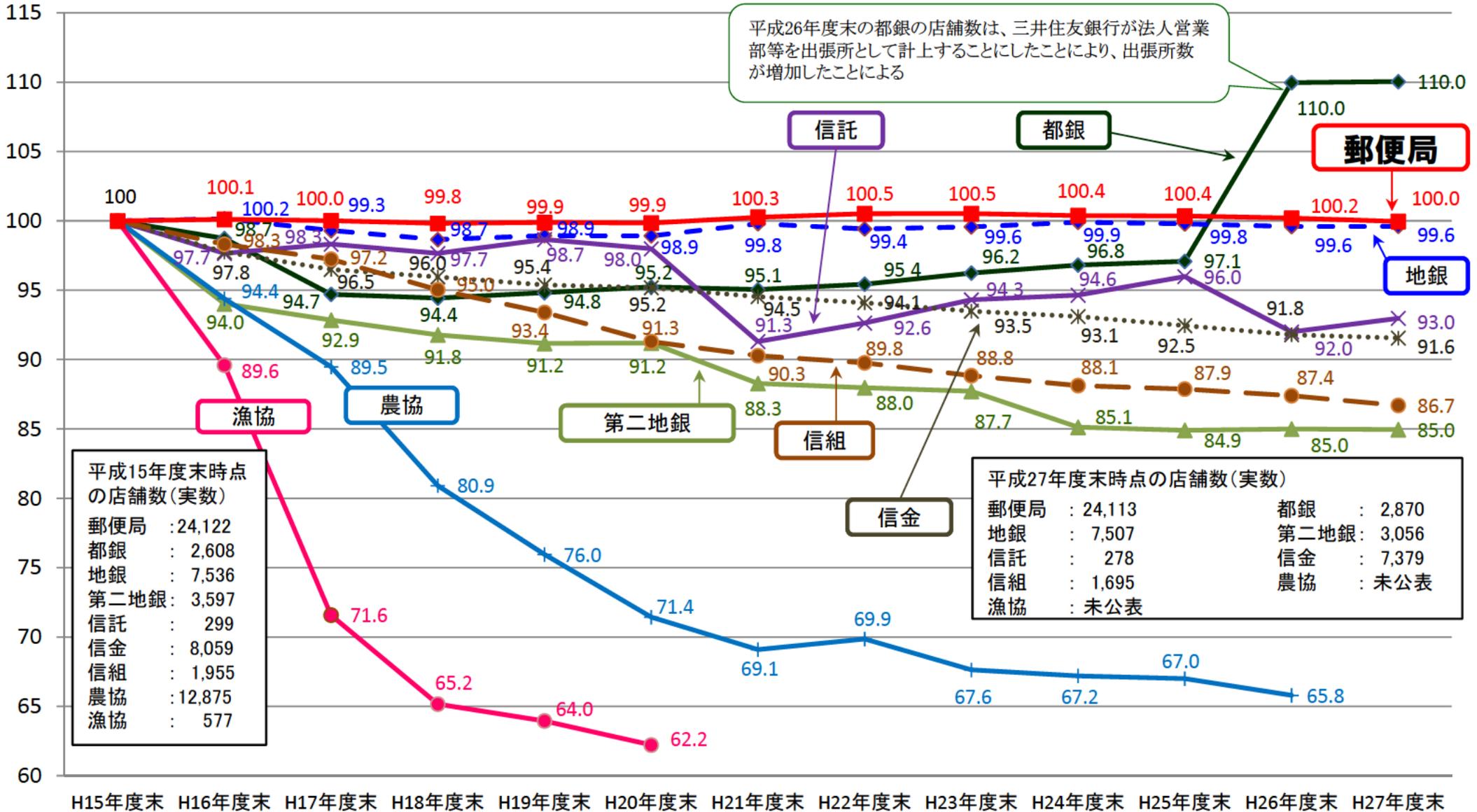
## 3. 上記1の市区町村のうち郵便局が1局しかない市区町村数

コンビニ1店舗、郵便局1局の市区町村数	19 市区町村	63 市区町村
コンビニ0店舗、郵便局1局の市区町村数	44 市区町村	

注：日本郵便株式会社法施行規則第4条第1項において、「いずれの市町村(特別区を含む。)においても、一以上の郵便局を設置しなければならないものとする。」と規定されているため、郵便局が存在しない市区町村は0団体。

※ コンビニ店舗数については、コンビニ等店舗数調査に基づく。コンビニ店舗数、郵便局数ともに平成28年3月末現在のもの。

○ 平成15年度末と比べると、郵便局以外の預金取扱金融機関の店舗数は、減少している。



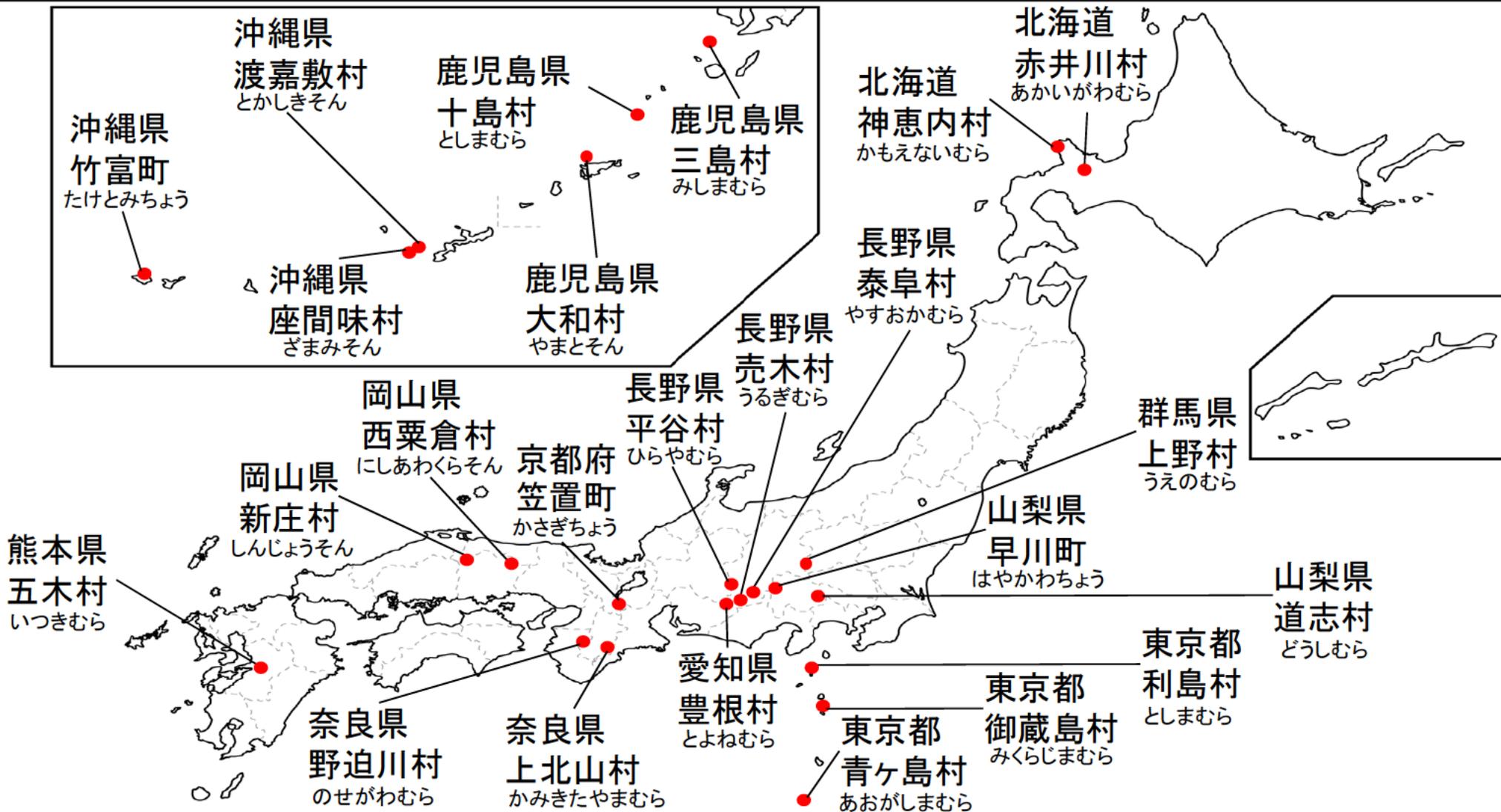
(注1) 平成15年度末の店舗数を100として、その推移を指数化したもの。  
 (注2) 平成21年度以降の漁協及び平成27年度以降の農協の店舗数は公表されていない。  
 (注3) 日本郵政公社時代は郵便貯金取扱局数、民営化後は銀行代理業を営む営業所または事務所数(分室を含む。)を計上。(それぞれ郵便貯金及び(株)ゆうちょ銀行のディスクロージャー誌に基づく。)

# 郵便局以外に民間金融機関がない町村(24町村)

郵政民営化法第108条において、郵便局以外に民間金融機関<sup>※1</sup>がない市町村の区域として内閣総理大臣及び総務大臣が告示する区域(24町村)に主たる事務所が所在する公共的な法人及び団体<sup>※2</sup>については、預入限度額(1,300万円)の適用が除外されている。

※1: 銀行、信用金庫、労働金庫、商工中金、信用組合、農協、漁協等の金融機関のうち、預金又は貯金の受入を業とする者をいう。

※2: 地方公共団体、医療・学校・宗教法人、労働組合、非営利社会福祉事業経営団体、老人ホーム 等



- 過疎地における営業中の郵便局数は、旧郵便局株式会社時に22局増加した。
- 会社統合後の平成24年10月1日から平成27年度末までの間には14局減少した。
- ※ 300局あまり増加しているのは、過疎地に指定された地域が追加されたことによる。

## <過疎地における営業中の郵便局数の推移> (単位:局)

	郵便局株式会社 ※1							日本郵便株式会社 ※2				
	H19.10.1	H20.3末	H21.3末	H22.3末	H23.3末	H24.3末	H24.9.30	H24.10.1	H25.3末	H26.3末	H27.3末	H28.3末
総数	7,355	7,346	7,376	7,407	7,348	7,379	7,377	7,679	7,690	7,698	7,692	7,665
直営郵便局	5,460	5,461	5,460	5,459	5,410	5,434	5,433	5,663	5,664	5,664	5,655	5,642
簡易郵便局	1,895	1,885	1,916	1,948	1,938	1,945	1,944	2,016	2,026	2,034	2,037	2,023

※1 旧郵便局株式会社における「過疎地」とは、H19.10.1時点において、離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、山村振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法、半島振興法、過疎地域自立促進特別措置法及び沖縄振興特別措置法に指定された地域を指す。

※2 日本郵便株式会社における「過疎地」とは、H19.10.1以降新たに上記7法に指定された地域を含めた地域を指す。

## 1. コンビニ1店舗または0店舗の過疎地の市区町村数

コンビニ1店舗の過疎地の市区町村数	130 市区町村	280 市区町村
コンビニ0店舗の過疎地の市区町村数	150 市区町村	

【参考】過疎地のコンビニ数：18,310店舗

## 2. 上記1の過疎地の市区町村における郵便局数

コンビニ1店舗の過疎地の市区町村における郵便局数	525 局	1,134 局
コンビニ0店舗の過疎地の市区町村における郵便局数	609 局	

【参考】全国の郵便局数：24,452局（直営郵便局：20,165局、簡易郵便局：4,287局）

## 3. 上記1の過疎地の市区町村のうち郵便局が1局しかない過疎地の市区町村数

コンビニ1店舗、郵便局1局の過疎地の市区町村数	11 市区町村	53 市区町村
コンビニ0店舗、郵便局1局の過疎地の市区町村数	42 市区町村	

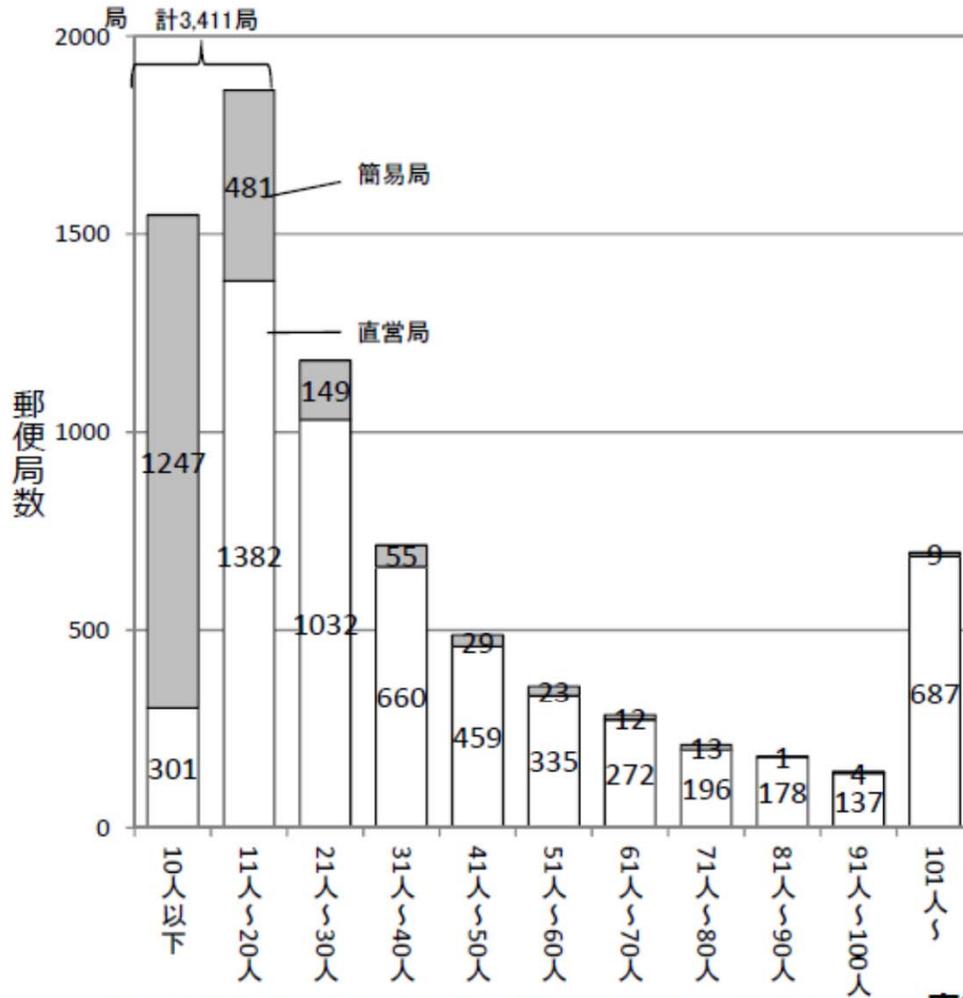
注：日本郵便株式会社法施行規則第4条第1項において、「いずれの市町村(特別区を含む。)においても、一以上の郵便局を設置しなければならないものとする。」と規定されているため、郵便局が存在しない市区町村は0団体。

※ コンビニ店舗数については、コンビニ等店舗数調査に基づく。コンビニ店舗数、郵便局数ともに平成28年3月末現在のもの。

# 過疎地における郵便局の利用状況

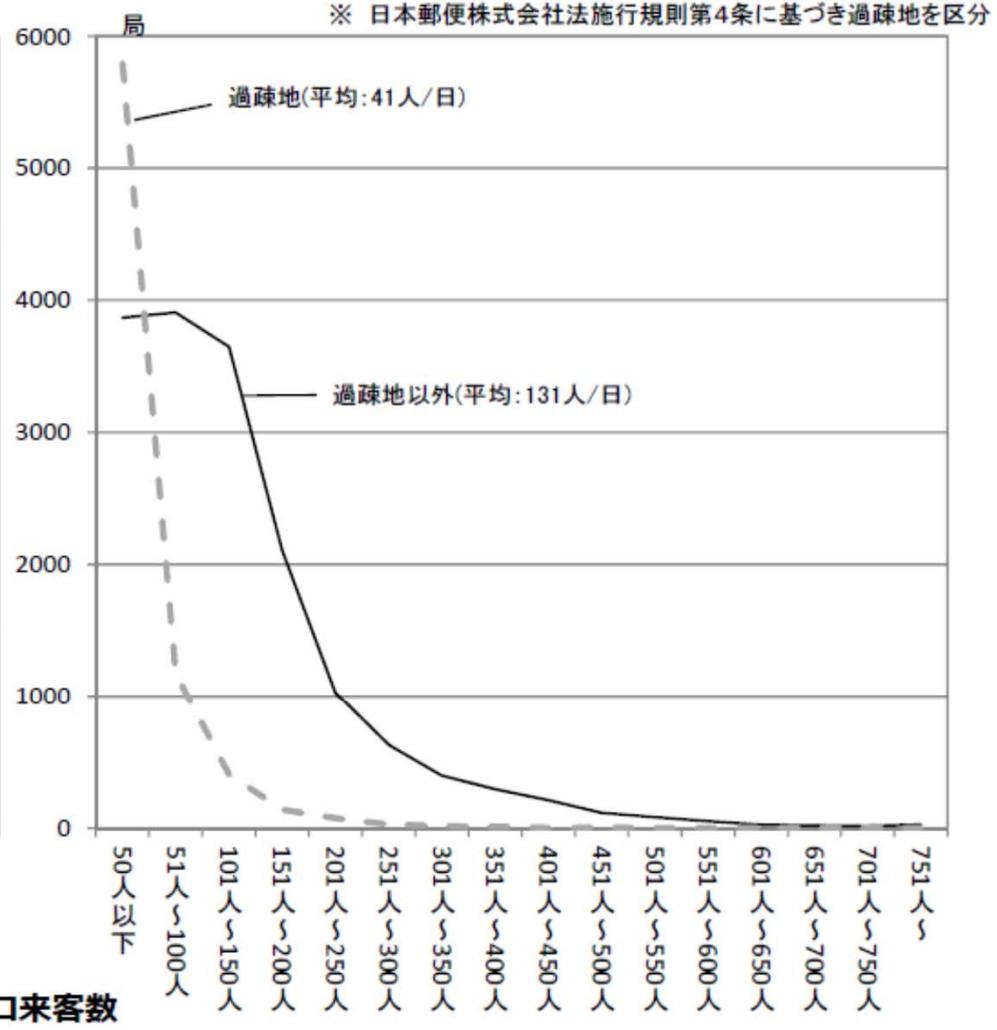
- 過疎地の郵便局のうち、約半数が窓口来客数(※)20人/日以下。
  - そのうち半数が窓口来客数10人以下であり、大半は簡易郵便局。
- 平均窓口来客数は、過疎地の郵便局が41人/日であり、過疎地以外の郵便局が131人/日。  
 ※ 郵便局の業務量から、当該局窓口(ATM利用を除く)における来客数を推計したもの

過疎地における郵便局



※ 窓口来客数データがない局(郵便専門局及び期間限定開設局)を除く

全郵便局



窓口来客数

(第2回現状と課題WG(平成28年9月13日)日本郵便(株)提出資料より抜粋)

- 直営郵便局：日本郵便株式会社が施設を確保し、社員を配置して、郵便窓口業務を運営しているもの。
- 簡易郵便局：日本郵便株式会社が第三者に郵便窓口業務を委託しているもの。また、受託者は日本郵便株式会社の指定する場所に、施設を設けなければならない。

## 簡易郵便局法(昭和24年法律213号)の概要

### 1. 簡易郵便局法の目的(第1条)

郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務の委託に関し必要な事項を定めることにより、これらの業務の円滑な運営に資することを目的とする。

### 2. 定義(第2条)

「郵便窓口業務」とは、郵便物の引受け、郵便物の交付、郵便切手類の販売等をいう。

### 3. 業務の委託(第3条)

日本郵便株式会社は、郵便窓口業務等を第三者に委託することがその業務の運営上適切であると認めるときは、契約により委託することができる。

### 4. 受託者の資格(第4条、第5条)

- ・ 地方公共団体
- ・ 農業協同組合
- ・ 漁業協同組合
- ・ 消費生活協同組合(職域による消費生活協同組合を除く。)
- ・ 十分な社会的信用を有し、かつ、郵便窓口業務等を適正に行うために必要な能力を有する者

(注)ただし、禁固以上の刑に処せられていた者で、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないものなどは受託者となることができない

### 5. 委託契約(第6条)

日本郵便株式会社は、総務大臣の認可を受けて定める基準に従って、受託者と委託業務を行う契約(委託契約)を締結しなければならない。

### 6. 簡易郵便局の設置(第7条)

受託者は会社の指定する場所に、簡易郵便局(委託業務を行う施設)を設けなければならない。

また、郵便・貯金・保険を取り扱う簡易郵便局は、日本郵便株式会社法の郵便局の設置に関する規定の適用については、郵便局とみなす。

### 7. 組合の場合の委託業務の取扱いの基準(第8条)

受託者が組合である場合、組合に関する法令の規定にかかわらず、組合員以外の者に対しても公平に役務を提供しなければならない。

### 8. 委託契約の解除(第9条)

受託者が、「4-(注)」の受託者となることができなくなった場合は、委託契約を解除しなければならない。

### 9. 郵便切手類販売所等に関する法律の適用(第10条)

受託者には郵便切手類販売所等に関する法律の規定の一部を適用する。

### 10. 総務省令への委任(第11条)

法律の施行に関し必要な事項は、総務省令で定める。

### 11. 罰則(第12条)

第6条の認可を受けなければならない場合に、その認可を受けなかったときは、その違反行為をした会社の取締役又は執行役は、100万円以下の過料に処する。

	簡易郵便局	直営郵便局
営業日時	<p>月～金 郵便 9時～17時 貯金・保険 9時～16時</p> <p>(取扱状況等により上記と異なる場合有)</p>	<p>月～金 郵便 9時～17時 貯金・保険 9時～16時</p> <p>(規模等によって、時間外・土日祝日営業有)</p>
取扱業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>郵便、貯金、保険のうち利用が少ないもの等、一部を除いた業務</li> <li>ATMが設置されていない場合がほとんど</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>郵便、貯金、保険の全業務</li> <li>ATMが設置されている</li> </ul>
業務の取扱者	<p>個人:約89% 農漁協・法人:約8% 地方公共団体:約3%</p>	<p>日本郵便株式会社の社員</p>
人員配置	<p>1人以上</p>	<p>2人以上</p>
施設	<p>受託者が確保</p>	<p>日本郵便株式会社が所有 又は借入により確保</p>
その他	<p>受託者の確保が課題(高齢化の影響による後継者不足等)</p>	<p>小規模直営局(旧特定局)の再編や簡易局への転換を積極的に推進する場合、地域住民や関係者と調整を実施</p>

## 1. 簡易郵便局の委託条件

- 日本郵便株式会社のHPによると、以下の条件で簡易郵便局の受託者を募集している。
  - 年齢20歳以上、65歳未満
  - 純資産が300万円以上（※法人の場合は500万円以上）
  - 破産者でない など

## 2. 委託手数料

- 日本郵便株式会社から受託者へ、「基本額」、「取扱料」及び「加算額」の合計額で構成される手数料が毎月支払われている。
  - 基本額：業務の取扱量にかかわらず、毎月支払われる一定の額。基本額は、委託する業務範囲により異なり、月額49,730円から279,866円。
  - 取扱料：取扱件数に応じて支払われる額。  
（例 ゆうパックの引受け、定額貯金の預け入れなどの取扱件数に応じて支払われる。）
  - 加算額：取扱金額等に応じて支払われる額。  
（例 定額貯金の預け入れを受け付けた場合、その預入金額に対して定められた割合で支払われる。）

- 簡易郵便局は、日本郵便株式会社から郵便局窓口業務を第三者(受託者)に委託して運営。
- 簡易郵便局受託者は、原則として公募により募集。
- 簡易郵便局の約9割が個人による受託であり、そのうちほとんどの局が全業務(郵便・貯金・保険)を実施。

## 1 受託者確保の取組

簡易郵便局受託者は、原則として公募により募集。周知方法は、公募の内容を周辺の郵便局に掲示するほか、日本郵便株式会社ホームページ上に募集地域を掲載。

## 2 受託者の属性

(2016年7月末現在の営業中局数)

	局数	内訳				
		郵便を実施	貯金を実施	為替を実施	振替を実施	保険を実施
地方公共団体	107	107	106	107	107	70
農協	175	175	49	165	165	16
漁協	34	34	17	28	28	11
その他法人	119	119	108	109	109	98
個人	3,576	3,576	3,564	3,566	3,566	3,521
合計	4,011	4,011	3,844	3,975	3,975	3,716